

補 足 説 明 書

徳島県県土整備部営繕課

1 委託業務名

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築監理業務

2 別途発注委託業務

あり

3 重点調査制度

本業務は、重点調査制度の対象外業務 である。

4 現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に施設管理者へ連絡をし、了解を得ること。
なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

5 注意事項

- (1) 契約の相手方が免税事業者の場合には、免税事業者届出書を直ちに提出すること。
- (2) 落札者が建築士事務所登録をしている者である場合
契約書に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第22条の3の3に定める記載事項を記載した書面（営繕課指定様式）2部を直ちに発注者の契約担当者に提出すること。

6 重要事項説明

落札者は、建築士法第24条の7の規定に基づき、落札決定から契約までの間に重要事項説明書（営繕課指定様式）を2部提出し、監督員に内容の説明を行った後、監督員の確認印を受け、1部を落札者にて保管すること。

7 成績評定の選択制

当初業務委託料（税込み）が50万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が50万円を超えた建築工事に係る設計及び工事監理の委託業務は、成績評定の選択制を試行する。

対象業務の受注者は、当初契約時に、評定の実施の意向について、「委託業務（建築）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当者に提出しなければならない。

なお、履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。

ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が50万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

8 ウィークリースタンス

当発注業務において、ウィークリースタンスを実施する。

実施内容については「ウィークリースタンス実施要領」によることとする。

9 Web会議の実施

この業務は、「Web会議」（以下「会議」という。）を実施する。

会議の実施に係る通信機器及び通信費に対する費用は、原則、受発注者それぞれが負担するものとする。

また、受注者は会議の映像と音声について、記録と保存を行う必要はないが、議事録の作成は行うこと。

10 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録

設計金額が500万円以上の委託業務は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ登録が必要である。

なお、業務カルテ登録料は設計金額に含まれている。

11 契約額の年度割合について

各年度の契約額については、令和6年度 約18%、令和7年度 約46%、令和8年度 約36%とする。